

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
の一部を改正する政令」について（概要）

総務省消防庁地域防災室

1. 趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うもの。（第3条及び別表関係）

2. 改正の概要（第3条及び別表関係）

（単位：千円）

階級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 <u>35年未満</u>	<u>35年以上</u>
団長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長/班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

備考：下線部分が今回新しく追加する部分。

3. 施行期日等

公 布 日：令和6年12月27日

施 行 日：令和7年4月1日

適 用 期 日：この政令による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。